年　　月　　日

様式第１号（第５条関係）

　光市長　　　様

ひかりテレワーク等移住支援補助金交付申請書

　ひかりテレワーク等移住支援補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付について申請します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者氏名 |  |  | 生年月日 | 　　　年　　 月　　 日 |
| 住　　　所 | 〒 | 連絡先 |  |

２　補助金の内容（該当するものに○を付けてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 世帯の別 | 　ア　単身世帯　イ　２人以上の世帯　　　（同時に移住した家族の人数：　　　人　※申請者を除く。）　　　（うち１８歳未満の者の人数：　　　人　※配偶者を除く。） |
| 補助金の種類 | 　ア　就業　　　　　　　　ウ　創業　イ　テレワーク |

３　各種確認事項（該当するものに〇を付けてください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 別紙「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ　誓約する | Ｂ　誓約しない |
| ２ | 別紙「ひかりテレワーク等移住支援補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ　同意する | Ｂ　同意しない |
| ３ | 申請日から５年以上継続して、光市に居住する意思について | Ａ　意思がある | Ｂ　意思がない |
| ４ | （就業・創業の場合のみ記載）申請日から５年以上継続して、就業・創業する意思について | Ａ　意思がある | Ｂ　意思がない |
| ５ | （就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者、取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ　３親等以内の親族に該当しない | Ｂ　３親等以内の親族に該当する |
| ６ | （テレワークの場合のみ記載）光市への移住の意思について | Ａ　自己の意思である | Ｂ　所属からの命令である |

※各種確認事項１から６までのＢに〇を付けた場合は、補助金の交付対象になりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 転出元 | 〒 |

５　（テレワークの場合のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 勤務地 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

【添付書類】

　(１)　世帯全員の転入後の住民票の写し及び移住元の住民票の除票の写し等のひかりテレワーク等移住支援補助金交付要綱第３条第１号に規定する移住元に関する要件に該当することが確認できる書類

　(２)　テレワーク及び創業の要件による申請のうち、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等へ通学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の企業等へ就職した場合で、通学期間を移住元としての対象期間とする場合:

　　　　補助対象者の東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県の大学等の卒業証明書

　(３)　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

　　ア　就業の場合　就業証明書（様式第２号）

　　イ　テレワークの場合　就業証明書（テレワーク）（様式第３号）

　　ウ　創業の場合　創業補助金の交付決定通知書の写し

　(４)　市税の滞納がない証明書（完納証明書）

　(５)　その他市長が必要と認める書類

□補助金の交付申請に関する誓約事項

別紙

|  |
| --- |
| １　ひかりテレワーク等移住支援補助金事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び光市から求められた場合には、それに応じます。２　以下の場合には、ひかりテレワーク等移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。　(１)　補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額　(２)　補助金の申請日から３年未満に光市以外の市区町村に転出した場合（市外で１年以内の研修等の後、再度、転入し、従来の就業先（県内）で勤務することが確実であると認められる場合を除く。(５)において同じ。）：全額　(３)　補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額　(４)　公益財団法人やまぐち産業振興財団から受けた、やまぐち創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額　(５)　補助金の申請日から３年以上５年以内に光市以外の市区町村に転出した場合：半額 |

□ひかりテレワーク等移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い

|  |
| --- |
| 　光市は、ひかりテレワーク等移住支援補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、光市個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。　また、山口県及び光市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。 |